

## 令和7年度指名停止措置一覧表

No.	業者名	所在地	指名停止期間	理由
1	(株)KANSOテクノス 今渡支店	岐阜県可児市 川合2793-26	令和7年4月18日から 令和7年9月17日まで 5ヶ月間	同社が建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項及び2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分(指示処分、営業停止命令)を行ったため。  建設業法違反行為(別表第2第5号)
2	(株)かんでんエンジニアリング	大阪府大阪市北区 中之島6-2-27	令和7年4月18日から 令和7年9月17日まで 5ヶ月間	同社が建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。また、同法第26条第1項及び2項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者及び監理技術者として工事現場に配置していた。 このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、令和7年2月4日、近畿地方整備局長は、同社に対し監督処分(指示処分、営業停止命令)を行ったため。  建設業法違反行為(別表第2第5号)
3	(株)イズミ 飛騨営業所	高山市桐生町2-35	令和7年5月9日から 令和7年8月8日まで 3ヶ月間	令和7年4月23日に実施した消防団小型動力ポンプ付き汎用積載車積載資機材購入の指名競争入札において、最低価格により落札者と決定されたにもかかわらず、同日、入札金額が誤っていたとの理由で契約を辞退し、市との信頼関係を著しく損なったため。  不正又は不誠実な行為(別表第2第6号)
4	新明和工業(株) 流体事業部営業本部中部支店	愛知県名古屋市中区 大須1-7-11	令和7年5月30日から 令和7年8月13日まで 2.5ヶ月間	公正取引員会は、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法違反第3条(不当な取引制限の禁止)の規程に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、排除措置命令及び課徴金納付命令を行ったため。  独占禁止法違反行為(別表第2第2号)

5	(株)二反田工務店	高山市石浦町 4丁目246	令和7年8月22日から 令和7年12月13日まで 3.75ヶ月間	高山市が令和5年度に発注した片野浄水場建築工事において、受注者の責めに帰すべき事由により、修補改造期限内に工事を完了せず履行遅滞となつた。 このことは高山市との契約相手方として不適当であると認められるため。 契約違反(別表第1第4号)
---	-----------	------------------	--	---